

令和6年度 法務省 行政事業レビュー公開プロセス

第1 日 時 令和6年6月20日（木） 自 午前10時00分
至 午前11時22分

第2 場 所 法務省1階集団処遇室

第3 議 事 （次のとおり）

会計課長 それでは、これより法務省行政事業レビューの公開プロセスを開催いたします。

進行役を務めさせていただきます法務省大臣官房会計課長の村松でございます。よろしくお願い申し上げます。

まず初めに、弊省の大臣官房長であります佐藤から御挨拶をさせていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

官房長 法務省大臣官房長の佐藤でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

外部有識者の皆様方におかれましては、御多忙の中、当省の行政事業レビュー公開プロセスに御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の公開プロセスでは、外部有識者の皆様方に当省の事業の点検をしていただくことにしておりますが、無駄の削減はもちろんのこと、同じ予算でより多くの成果を引き出す工夫はないかといった観点からも、事業の効果をより高めるための見直しを行う大変重要な機会であると考えております。

今回公開プロセスの対象として取り上げる事業につきましては、事業の在り方や予算の執行に関し、皆様方から率直な御意見・御提言を頂き、今後の予算要求に向けての検討に活用していく所存でございますので、本日は、活発な御議論をお願いしたいと思っております。

簡単ではございますが、以上をもちまして私からの挨拶とさせていただきます。

会計課長 それでは、本日御審議いただく外部有識者の委員の皆様を御紹介いたします。

まず、石井雅也委員でいらっしゃいます。

石井委員 石井でございます。よろしくお願い致します。

会計課長 大屋雄裕委員でいらっしゃいます。

大屋委員 大屋です。よろしくお願い致します。

会計課長 坂井知倫委員でいらっしゃいます。

坂井委員 坂井です。よろしくお願い致します。

会計課長 竹澤香織委員でいらっしゃいます。

竹澤委員 竹澤です。よろしくお願い致します。

会計課長 永久寿夫委員でいらっしゃいます。

永久委員 永久です。よろしくお願い致します。

会計課長 松村敏弘委員でいらっしゃいます。

松村委員 松村です。よろしくお願い致します。

会計課長 なお、本日の取り取りまとめ役につきましては、竹澤委員をお願いをしております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

竹澤委員 よろしくお願いいたします。

会計課長 では続きまして、審議の流れについて御説明をさせていただきます。

まず、事業の概要につきまして、担当部局であります矯正局の方から説明をさせていただきます。続いて、論点につきまして、私の方から説明をさせていただきます。その後、50分程度の時間、質疑などをしていただくということになっておりまして、その上で、委員の皆様にはコメントシートに御意見を御記入いただきまして、竹澤委員からそれらを踏まえて取りまとめコメント案を提示させていただきます。そのコメント案に基づきまして、再度、委

員の皆様で御議論をしていただいた上で、竹澤委員に必要な御修正を頂き、最終的な取りまとめコメントを公表いただくという流れを想定しております。

それでは、早速でございますが、審議に入らせていただきたいと思います。

最初に、今回対象となります被収容者生活関連業務の維持事業につきまして、矯正局から説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

説明者（矯正局） 法務省矯正局総務課長でございます。矯正局は、刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所の被収容者処遇を所管している部局でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、被収容者生活関連業務の維持について御説明を申し上げます。全体の資料の3ページでございます、レビューシートの1枚目を御覧ください。この業務は、法務省の政策「Ⅱ－6 矯正処遇の適正な実施」の施策「（2）矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施」に該当するものでございます。刑務所などの矯正施設に収容された被収容者に対して、社会一般の生活水準と著しい開差が生じないように必要な収容生活環境の水準を維持することを具体的な事業目的としております。

事業の概要は、この資料の下部に記載しておりますが、簡潔に申し上げますと、事業目的である被収容者の生活環境水準を維持するために必要となる衣食住関係の生活必需品、それから矯正処遇に必要となる物品などを整備するというものでありまして、令和6年度の予算額は約200億4,000万円ほどでございます。中でも特に大きなウェイトを占めているのが被収容者の食糧費でございまして、これが約80億円弱という現状であります。

この事業の現状と課題については、別に補足資料を用意しておりますので、そちらに基づいて御説明を申し上げます。全部で9枚の資料でございます。まず、この補足資料の1ページを御覧ください。矯正施設における被収容者の衣食住に関連する規定として憲法第25条、いわゆる生存権の規定がございます。それから、私どもが所管している刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律、いわゆる刑事収容施設法と呼んでおりますが、これの第40条では、具体的に衣類及び寝具、食事及び湯茶、日用品、筆記具その他の物品についての被収容者への貸与、支給について定めを置いております。

一方で、刑事施設においては、そのような被収容者の衣食住に関わることを刑務作業の一類型である自営作業として言わば自給自足をしております。特に炊事や洗濯については、一般的な刑務所ですと、この業務に対応する作業場、工場と呼んでいますが、そういう設備を設けておりまして、その施設で服役している受刑者自身がこれらの作業に従事しているという現状がございます。そして、衣類については、全国の刑務所のうち、幾つかを指定しておりまして、生産作業という形で受刑者が衣類を作るという仕事・作業を行い、出来上がった衣類を全国の施設に流通させているという実情があります。このような製品を指定自給製品と私どもは呼んでおります。

資料の2ページを御覧ください。若干説明が前後しましたが、刑務作業とはどういうものかということで、意義や機能についてまとめた資料でございます。刑務作業の意義は、上段の囲みにあるように、自由刑の中心であります懲役刑の本質的な要素である所定の作業、これを正に具現化するものであります。そして、その一方で受刑者の改善更生上、非常に重要な機能を有する重要な処遇方策でもあるということです。現在、全国の受刑者の数は3万4,000人台であります。そのうち、ごく僅かの禁錮受刑者を除けば、ほとんどの受刑者は懲

役受刑者、つまり、作業が義務付けられている受刑者ということです。

刑務作業の機能を下段の方に記載しております。規律ある生活態度の習得、社会で共同生活をするため順応性を涵養する、勤労意欲を養成するというような重要な機能を持っているということでありまして、懲役刑という刑罰の執行にとどまらず、受刑者の改善更生や円滑な社会復帰に欠かせない機能があるということでもあります。

右側に輪のような図があります。これは刑務作業を分類したものであります。先ほど申し上げたとおり、炊事、洗濯のような刑事施設の運営に必要な作業、これを自営作業と言っております。それ以外のほとんどの作業を、主に物品を製作する右上緑色部分に記載があります。生産作業に分類しております。

続いて、3ページを御覧ください。刑事施設の最近の動向ということで受刑者、被収容者の変化について申し上げます。刑事施設の被収容者数は平成18年頃がピークでございました。その後、減少傾向にありまして、現在は4万人を少し超える程度であります。先ほど申し上げたとおり、そのうち、3万5,000人弱が受刑者であります。残る数千人は被疑者・被告人ということです。受刑者数の減少は、もちろん社会的には望ましいということなんでしょうと思いますが、特に自給自足的な作業を刑務所の中で維持していくということを難しくしているという側面もございます。

そのような量的な問題に加えまして、更に質的な問題として、例えば、左側のグラフで示したような受刑者の高齢化は、まだ一般社会ほどではないかと思いますが、着実に右肩上がりで高齢化してきています。それから、右側のグラフは精神障害のある被収容者の割合、これもかなり増加してきています。とりわけ自営作業のような体力とか能力を要する高度な作業に従事する受刑者をそれぞれの施設で確保する、それがだんだん難しくなっているのではないかと、そういうことであります。

4ページを御覧いただきます。今般、指定自給製品、衣類の関係について御議論いただくことをお願いしているわけですが、その背景事情として特筆すべきことが、この拘禁刑の導入であります。御承知のとおり、刑法の一部改正法が令和4年6月に成立いたしました。これによって懲役刑と禁錮刑に代わり、約1年後、令和7年6月1日からは、新たに拘禁刑が創設されることになります。

5ページの資料は、拘禁刑が導入されてどのような姿になるのかということを簡単にイメージ図にしたものであります。誤解を恐れずに申し上げますと、現在の多くの刑務所、そして、そこで服役している多くの懲役受刑者は、平日の日課の大半の時間を刑務作業に従事しております。受刑者によっては、その時間の中で、たまに改善指導とか、場合によっては勉強のような教科指導を受けることもあるという実情でありまして、それが、拘禁刑が創設されて、拘禁刑の受刑者にはどのようにしていくのかといいますと、とにかく刑罰の執行ということで必ず作業をするという前提がなくなりますので、その人の改善更生の必要性に応じ、作業・改善指導・教科指導を柔軟に組み合わせて矯正処遇を行っていくということになるわけです。必然的に、これまでにあった、懲役受刑者なんだから作業するのは当たり前でしようという認識を改めていかななくてはならないということでございます。

6ページを御覧いただきます。本事業における今後の課題と対策ということでありまして、この事業は昨年度も外部有識者の点検対象事業に選定されておりまして、大規模施設の炊事業務、これについては中長期を見据えて民間との協業も検討せよという御趣旨の所見を頂い

ていると承知しております。既に幾つかの施設では、この炊事業務の民間委託を実施しております。近いうちには、首都圏に所在しております大規模刑務所、具体的には、川越少年刑務所、それから横浜刑務所、これらの施設の炊事業務についても民間委託をしていく方向で準備をしているところでございます。

今回の行政事業レビュー公開プロセスでは、新たな観点として、衣食住の衣類関係に焦点を当てて、この指定自給作業として実施している衣類製作作業の在り方、その見直し、このようなことを議論していただきたいと考えております。論点については、一番最後、本体資料の27ページに記載しているところでございます。

補足資料の説明を続けます。7ページでございます。矯正施設における被収容者の衣類製作作業のイメージ図であります。先ほど来申し上げておりますが、衣類の製作は指定自給作業として実施しております。法務大臣の訓令に基づいて、矯正局長が指定した物品について特定の施設で刑務作業として製作をすると、それを全国の施設に流通させるということでありまして、このような製品を指定自給製品と呼んでおります。生産施設の管理部署というのが図の中にあります。総務部の用度課というところです。ここで原材料を購入して、刑務作業として製品を作る、そして全国に発送するという手順を行っております。

どのような製品があるのかというのを8ページ、9ページにまとめております。8ページの表は、加古川刑務所を始めとしまして、このような施設で左側のいろいろな衣類関係のものを作っているということです。出来上がった製品の写真を幾つか付けております。それが9ページであります。刑務作業をするときに着る服、それから、夜休むときに着るパジャマ、部屋の中で着る部屋着のようなもの、そして下着類などの写真を付けております。その中でも代表的な指定自給製品を作っている施設、それが兵庫県にある加古川刑務所でございます。先日は現地ヒアリングとして3名の委員の皆様にご多忙の中、足を運んでいただきました。本日はその現地の実情なども御参考にしていただいた上、御指摘などを賜れましたら幸いに存じます。

当局からの説明は以上でございます。

会計課長 ありがとうございます。

それでは続きまして、論点として考えられる事項について御説明をさせていただきます。今、補足用の資料を御覧いただいておりますが、資料本体の方にお戻りいただきたいと思います。27ページに論点等整理シートというものがございますので、そちらを御覧いただきたいと思います。

選定の視点、理由等という枠以下に記述がございますが、矯正施設における衣食住につきましては、これまで被収容者の労働力によって対応することが前提とされており、国費の支出を抑制しながら収容環境を維持してきたものであります。しかし、収容人員の低下に加えて、被収容者の高齢化や質の変化に伴い、生活関連業務に従事できる者の確保が困難になってきていることなどにより、コスト面での検証のほか、効率的かつ効果的な事業の在り方の検討が求められています。

被収容者が使用する衣類や日常生活必需品については、刑務所において原材料を購入して製作するなどしているところ、先ほどの人員の不足等に加えて、衣類に関しては社会情勢等を踏まえた品目の見直しに係る検討も必要となっております。そのため、矯正施設の衣類等の整備に関し、EBPMの観点を踏まえ、次の2点を中心に、効果的な事業の在り方について

て検討していただきたいと考えております。

1点目に、衣類等を指定自給製品、つまり、矯正施設の需要を賄うための作業による製品として今後も引き続き生産することについて、自給することの意義を踏まえ、その作業の在り方を検討しつつ、製品購入への切替えをすることなど、見直すべき点はないのかといった論点が挙げられると考えております。また2点目として、費用対効果や持続的かつ効率的な運用方法を定量的に検証することはできないかといった点も検討する必要があると考えられます。以上の2点が、被収容者生活関連業務の維持事業に関して、論点になるのではないかと考えているところです。

それでは、本件についての質疑をこれからお願いしたいと思います。委員の先生方、御質問等ございましたら、お願いいたします。

では、竹澤委員、お願いいたします。

竹澤委員 御説明ありがとうございました。今回、検討させていただく対象の作業については、作業の意義というところでは、矯正的な効果というところも十分あるということで、基本的には、この作業に意義があるという中で、先ほど御説明いただいたような課題があるということですが、どうやって人員を確保していくのかといったところですか、効率性の観点での見直しといったようなところが今回求められているものかと思っております。

質問としては、ここの持続可能性というところが問題なのだと、課題の一つなんだと思いますが、今の高齢化の状況ですとか、そういった質の確保、質の変化を踏まえて、従前の作業人員の確保がこの先も現実的なのか、どういったタイムスパンでそういったところの難しさ、課題が出てくるのかというところです。例えば人数、人員であれば、収容人員自体を見直す、収容人員の割合自体を見直すといったようなところも論理的には可能なのかなとは思いますが、そもそもその収容では、なるべく生まれ故郷というか、元々の生活の本拠地に近い場所が良いと、面会やそのような部分も含めて、いろいろな考慮があってその場所が決まっているんだと思いますので、単純に人数配分だけでは決まらないのだという事情も理解しているつもりですが、そういった、例えば、人数配分の見直しといったようなところで人員の確保をしていくことが可能なのか、今後の人員の確保の見通しを教えていただきたいと思います。

会計課長 それでは、矯正局、よろしくをお願いいたします。

説明者（矯正局） まず、全体の受刑者数というのが、申し上げてきたとおり、いわゆる右肩下がりに減ってきています。ただ、若干、下げ止まり感もあるところでございます。少年院では少し増えたりしているものですから、まず、被疑者・被告人の減少が止まれば、受刑者の減少も止まるということが予測されますので、もう少し様子を見るべきかとは思いますが、現状としては受刑者数としては3万数千人ぐらいであります。

現在の懲役刑の中においては、竹澤委員も正におっしゃいましたが、やはり全く縁のないところ、御家族の面会も難しいようなところに収容すると、社会復帰の際に支障が生じるということがありますので、なるべく地域ごとに、余り機械的に、この刑務所の収容が減っているから、九州の人だけでも北海道に収容しようとか、そういうやり方はしておりませんし、一定の、この刑務所では初犯の人、この刑務所は再犯を重ねた人という大きな分け方で収容するということをしております。

拘禁刑が始まったときに、こういう施設にはこういう人を収容するというところも非常に

重要な点として見直しをするつもりではいるのですが、やはり地域性とか偏りとかということ考えた上で、どうしてもこの施設はこの大事な作業というのに穴が空いてはいけないということをやはり考えることになると思いますので、例えば、今問題になっている受刑者の服を作るような大事な作業について穴が空いてはいけませんので、それができるような受刑者は加古川刑務所に移送するかと、やはりそういうような判断は事実上は行うことになるのではないかと考えております。

会計課長 竹澤委員、いかがでしょうか。よろしいですか。

竹澤委員 そうですね、そういったような工夫をした場合には、当面というか、例えば5年とかそういったような時間軸の中では、必要な人員の確保は十分可能だとお考えになっていらっしゃるということでしょうか。

説明者（矯正局） 刑務作業全体を見たときは不安の念を禁じ得ないわけですが、この作業はとても大事な作業だとは思っているものの、現状でも全国で100人を少し超えるぐらいの受刑者が指定自給製品として自分たちの服を作っているということです。その中の大半が加古川刑務所に集まっているわけで、加古川刑務所ですと七十数人ということなので、ほかの施設に比べるとやはり大事な施設ではありますが、3万数千人の受刑者のうちの110人程度ということですので、1年、2年という短期的な中で、急にもう首が回らなくなる、適した人を確保できなくなるというほどの緊急事態とまでは、まだ考えておりません。

竹澤委員 ありがとうございます。

会計課長 ありがとうございます。ほかの委員の先生からもお願いしたいと思います。では、まず先に石井委員から、その後、松村委員にお願いします。

石井委員 御説明等ありがとうございました。私は現地にも行かせていただきまして、いろいろ勉強させていただいたところでございます。改めて、今のところと関連しての質問なのですが、今日頂いている補足資料ですが、8ページのところで、指定自給製品（生産している被収容者用被服・日用品）とあるんですが、前提として今、今日のテーマとなる受刑者たちの衣服というのは、これは全部自給しているという理解でよろしいでしょうか。

説明者（矯正局） 多くのものを自給していますが、肌着、下着類については購入することもあります。また、女子受刑者につきましては、製品購入をしているところでございます。

石井委員 ありがとうございます。そうしますと、例えば、加古川刑務所で生産している、いわゆる種類のようなもので見たときに、この作業衣とかを作っていますといったものは、これについては全て、生地を仕入れてとかそういうのは置いておいて、縫製作業等々については今は全部自給していると、そういう理解でよろしいでしょうか。

説明者（矯正局） はい、そうです。

石井委員 ありがとうございます。今の話と関連して、先ほどの質問とも関連してなんですが、全体として見たときに受刑者が減ってきて、それは世の中に良いことであることは間違いないので、全体として100人程度の、程度と言ったら語弊があるかもしれませんが、作業であって、すぐにはという話がありましたが、受刑者の質の変化、高齢化とかそういう話というのはじわじわといったところで、急激にどうのこうのではないと思っています。

今回、環境の変化のもう一つとして拘禁刑の導入という話がある中で、この拘禁刑が導入されたときに、端的に作業できる時間が減ることだと思うんですが、そのときにどのぐらいの影響が出てしまうのかとか、今、年間で何着を生産しているのかとか、生産量とい

うのも少し言葉がどうなのかなと思いますが、そういう影響とかは既に検討を開始されているんじゃないでしょうか。

説明者（矯正局） もう気が付けばあと1年を切っているという状況で、非常に慌ててはいますが、各施設でいろいろなことに取り組んで、拘禁刑を見据えて、いろいろなトライアルとか試行、チャレンジを行っております。つぶさに把握しているわけではございませんが、この作業量の確保という意味で関係するとすれば、善し悪しはともかくとして、今までの刑務所というのは、平日、1週間に3回入浴があります。これが大体、二つ三つぐらいの入浴場がありますが、工場が10何個もありますと、順番で入っていくことになります。一番風呂とかになってしまうと、結構早い時間に入浴することとなり、3時頃となります。本来、入浴がなければ5時近くまで作業して、居室に戻って、5時ぐらいに点検して、夕食を食べるんですが、3時ぐらいから入浴になってしまうと、今までは3時半前に風呂から上がって、部屋に戻ってくつろいでいると、1時間半とか2時間近くもという無駄な時間というのか、そういうものがあって、それはもう当たり前の感覚ではあったんですが、これからは作業と改善指導をミックスしてやっていくこととなります。こういう大事な作業をやっている人はもう作業中心、改善指導は二の次みたいなことではなくて、こういう人にもきちんと指導するということです。そうすると、やはりこういう今までは無駄にしていた時間とかも活用する、それによって作業時間も確保して、一挙に作れる数量とかが落ちないようにやっていく、多分そういうことをどの施設も始めているのではないかと承知しております。

石井委員 ありがとうございます。現地にお邪魔して、機械があつて、縫製工場のような中で、それがどれだけの量を作らなければいけないのかみたいな話にもなってきて、余り生産性を上げていきましょうという話ではないと思いますが、一方で、足りないから外部からの調達をしようとなっても、なかなか作りとかも特殊だったりすると、そのような説明を伺ったんですが、ぱっと発注してぱっとできるものではないと思いますので、どのぐらいが必要になってくるのかなといったところは、工夫して確保しつつといったところもそうだと思いますが、やはり、元々の趣旨は作ることが目的ではないと思っていますので、今後どのぐらい生産できるのかとか、そういった工夫の中でどれだけ確保できるのかは必要だと思いますが、足りないのであれば、早め早めという、そのような話になるのかなと思っています。

以上でございます。

会計課長 ありがとうございました。

では、続きまして、松村委員からお願いします。

松村委員 よろしいですか。まず、この場で言うのが適当ではないとは思いますが、私はこの行政レビューの整理に少し不満です。前の年に炊事作業について議論し、今回は衣類、あるいは日用品のことを議論するやり方が本当に良いのだろうか。作業全体を見て、それで優先順位が高いものは何なのかを議論する必要があるのではないかと。優先順位というのは、一番に考えるのは、恐らく更生にどれぐらい資するのかということだし、経費がどれぐらいかかるのか。この場合の経費というのは、外部に委託したときに比べて余分にかかっているとすればコストかもしれない。でも更生にすごく役に立つのであれば、それでもあえてやるべきだし、むしろ外部に委託した方が高いということであれば、むしろ経費の方はマイナスだということで、それはポジティブに評価されることになる。総合判断の一つの要素だと思う。それから、管理が容易だというようなことも、広い意味では経費かもしれないが、そういう

こともいろいろと総合的に考えながら、作業量とのバランスで、これは最後まで維持すべき、これは人が確保できなくなってきた、あるいは作業量の必要性が低くなってくれば最初に外部委託に切り替えるもの。そういう議論をしないと、一つ一つを取り出して個別に議論すると、外に出した方が安いのか、中でやった方が安いのかという議論に終始してしまうような気がします。やはり、これはまとめてやった上で、どれが優先順位が高いかという議論を本当はしなければいけないと思います。今言ってもしょうがないことなのに、言うのは反則だというのは十分に分かっていますが、今後やるときには、作業全体をまず見渡した上で、その上で優先順位が決まった後で、更に細かい議論をしなければいけないというときに分けるということができないかを是非、将来のために検討していただきたい。

次に、一番重要なのは、恐らく更生にどれぐらい資するかで、この作業が更生に資する可能性はかなりあるという印象は、私は現地視察に参加できなかったのに言うのもなんですが、その後見せていただいた資料で教えていただいたので、十分理解しました。

しかし、一方で、今現在出されているものは、ひょっとしたらおおよそどのような作業でも同じようなコメントが出てくるかもしれないもの。全く駄目ということはないことは十分伝わるが、これが優先順位がすごく高いかどうかを判断するのはとても難しい。そうすると、このような作業をすることが更生にこんなに資するとかということを体系的にデータを取ることが可能であれば、それが一番良いのだと思います。今まで取れていなかった、だからこの議論には生かせないことに関してはやむを得ないと思いますが、今後何かできないかというようなことを、具体的にどのような作業に従事すると結果的に再犯率が下がるだとかということについて、何か調べられないかについては、検討する余地が十分あるかと思いました。

それから、今回頂いた資料の範囲内なので、かなり限定的なのですが、作業衣に関しては、優先度がこの範囲の中でも高いことは理解できました。かなり特殊な仕様ということもあり得るので、外に出しても経費が下がりにくいだろうという予想は、確実ではないかもしれませんが、ある程度説得力はあると思います。それに比べると、下着類はそのような優位性は、ないとは言わないんですが、余りなさそうに見えます。実際、今、御説明を伺ったら、既に外から買っているということもあるということで、もう既にそれを意識しておられると思いますが、この範囲の中でも順位付けはしなければいけないかと思いました。以上です。

会計課長　ありがとうございます。最初に整理全般ですが、この取り上げ方の部分についての御指摘を頂いておりまして、それは確かにおっしゃるとおり、やはり全体を見渡した中で検討を頂くのがよりふさわしいのではないかという部分もあろうかと思います。そういったところも含めて、矯正局の中では、もちろん全体的なところも検討されていると思いますので、またそういった観点も含めて、何かコメントがあれば、コメントしていただき、また、そのほかにも、質問をいただいておりますので、矯正局の方からもまたコメントをお願いしたいと思います。

説明者（矯正局）　刑務作業全体の中で議論するのが適切だという御指摘と理解いたしました。正にそのとおりではないかと思います。昨年度の外部有識者の点検対象事業においては、衣食住の中でも食の部分が非常に金額的にも大きいものですから、多分取り出して議論をしたのだらうと承知しておりますが、全体の中で優先順位を考えていく、それは職業訓練などもそうですが、全体の中で残すべきもの、いわゆるスクラップしていくべきもの、そういうことは日々の業務の中でいろいろ検討はしておりますが、このような場でもそのようなやり方

がふさわしいということであれば、今後当然、それに備えて対応していきたいと思っております。

それから、例えばアンケートのような、各作業の受刑者の受け止め方とか、ある意味満足度のようなものという御指摘だったかと思いますが、現在、出所する直前の、いわゆる釈放時アンケートを行っておりまして、その中で、どういうことが受刑生活で良かったとか、作業についてとか、そういう質問は設けておるのですが、この作業をやっていた人とこちらの作業をやっていた人でどうだったかというような精緻な比較は確かにできていないかと思います。少しそういうところに踏み込んでみて、やはりいわゆる有用作業と言っているようなものにずっと従事していた受刑者と、少し言葉は悪いですが、いわゆる単純作業の人では大分違うとか、何かそのようなことが見えてくるかもしれませんので、少し検討してみたいと思います。

それから最後に、いわゆるユニフォームである上に着ているものと、基本的に人に見せるものではない下着類で大分違うのではないかというのは、正に私どももそのように考えておりまして、下着類ですと、それほど施設内で作ったものと調達したもので余り差ありません。ただ、作業衣の方はやはりポケットの数とか、金属製のものがあるとかないとか、あるいは破れてしまったりしたときに、ぱっと私どもで直せる、あるいは少しサイズが合わない、太ったり痩せたりすることが結構受刑中にありますので、ぱっと替えられるとかという、私どもの方でやっているメリットがそれなりにあるんだろうと思っておりますが、下着類についてはそれほどものはないというのは、委員の御認識と私どもとで変わりはございません。

会計課長　ありがとうございます。では、永久先生、お願いいたします。

永久委員　私も加古川刑務所の現地に伺わせていただいて、頭の中で想像しているのとは違う印象を受けて帰ってまいりまして、本当にありがとうございました。この補足資料の2ページの刑務作業の機能というところにこの五つがあり、それぞれ作業がありますが、実際どれがどれに役立っているのか、なんていうような話を質問させていただきましたが、なるほどどれがどういうふうにして効果があるのかというのは測りづらいものではあるかなというふうに認識をいたしました。そんな中で、先ほどもいろいろお話が出ていましたが、その効果ということを測るのが可能なのかどうかといたら、なかなか難しいという話がありましたけれども、本当にそうなのかということなんです。いろいろな工夫による方法で、その効果があるのかどうかということをまずは検討する余地はあるのかどうかということが一つです。

二つ目として、これは補足資料の5ページ目で、懲役刑から拘禁刑にこれから変わっていくというお話の中で、この作業という部分が全体の丸くなっているところの一部になるというお話ですが、これはこの作業の中身は、さっきの衣類の縫製というもの、紡織もありましたけれども、それはこの作業として捉えられるのかどうかということです。それが二つ目の質問です。

三つ目、そうして効果として認められて、この作業もこれで適切だということになったときに、コストも考えなければいけないと思うんですが、コストと考えたときに、今、女子の方は外から調達しているというお話でしたよね。コストはやはり外から持ってきた方が安いということなんだろうとは思いますが、あの工場といいますか、機械とかなんかの廃棄をするというコストも考えて、どういう計算が成り立つのかということと、あとは、ほかの代替の作業というものにどういうものがあるのか、それに対する新規の投資というか、お

金はどのくらいかかるのかというような、そうした計算はなされているのでしょうかという、三つの御質問をさせていただきます。

会計課長 では、3点お願いいたします。

説明者（矯正局） 刑務作業の効果というのは、やはり国民の方々に分かりやすいという意味では、最終的にはその人が再犯をしたか、戻ってきていないのかどうなのかということなんだろうと思いますが、なかなかそれを追いつけるのは難しいという実情にはございます。所内の中でできることとしては、いろいろな作業をやっている作業場、工場がある中で、この作業に従事している人は、例えば、所内の反則行為が少なく、ほとんどの人が仮釈放で出ているとか、一方こちらの工場では少しトラブルが多いだとか、そのような指標、それから、先ほども少し申し上げましたが、出所するときにアンケートを一応書いていますので、その質問項目を少し工夫することによって、こういう作業に従事できて良かったのかどうだったのか、就職に役に立つと考えているのかどうなのか、みたいなことを少し加えるということは考えられるのではないかと思います。非常に難しい課題ではありますが、何かをやってその効果があるのかどうかというのは、行政としては基本的な課題だと認識しておりますので、いろいろな工夫をして検討していきたいと存じます。

それから、資料の5ページの右側の輪っかの作業、左側の四角い作業に比べると急激に小さくなっているように見えますが、少し強調しておりますけれども、ここまで劇的に作業が減るとまでは考えておりません。現在は多くの受刑者が大体平均年齢で40代ぐらいです。まだまだ出所して真っ当な仕事について生計を立てていくというのが社会復帰後の基本的な生活の在り方だと思いますので、そういう人に対しては、やはり勤労意欲を喚起するような刑務作業を中心とした日課を組んでいくというのは必要だろうと思っておりますところ、ここまで大きく縮小するわけではないだろうと考えております。

その中で、本日議論いただいています衣類を作るような作業というのは、もちろんこの拘禁刑の方の作業の一つとして位置付けておりますし、むしろその中でも、特に指定自給製品は、「全国の3万数千人の受刑者、君たちと同じ立場にいる人たちが、君たちが作ったものを着て全国で仕事しているんだよ。」という点で、やはり心に響く部分があると思っておりますので、大事な作業として、やりがいのある作業として説明ができるのではないかというふうに思っております。

最後に、コスト面の話、難しい御指摘だったと思います。申し上げているとおり、女性の方は実は外から調達しています。これは、全国3万数千人の受刑者のうち、大体8%から9%ぐらいだけが女性ということがあります。多分10%に満たないぐらいだったと思いますので、3千数百人とかという中、それしか女性の受刑者がいない、そうなると調達する枚数というのもそれほど多くはない、男性の受刑者に比べて圧倒的に少ないということもあって、苦勞して大きな機械を入れて我々がやるよりは、もう民間にお任せした方がという、そのような判断をしているところであります。

それから、加古川刑務所で御覧いただいたように、非常に大型の機械が多く入っております。御覧いただけなかったほかの施設にも、ミシンとか、それなりのものがありますが、確かに御指摘のように、かなり安い小さいミシンですと、数万円から10数万円というものもありますが、本当に大型のものですと1,000万円を超えるようなものも結構ありまして、それをやはり無駄にはできません。仮にこの服を作るという作業を民間にお任せするとして

も、代わりの何か縫製に関するような作業を入れることで、いきなり廃棄とか無駄にすることがないようにしていきたいと思いますが、かなりお金をかけて、メンテナンスもして、一応耐用年数というのはあるかと思いますが、調子に問題なければ注意しながら効率的に使っていったらというような実情でございますので、なかなかこれに代わる新規の同等の作業というのは、にわかには思い付かないところでございます。

永久委員 ありがとうございます。

会計課長 よろしいでしょうか。大屋先生、お願いします。

大屋委員 慶應義塾大学の大屋でございます。御説明ありがとうございます。今回の事業のレビューシートを拝見しておりまして、大変に法務省らしい事業だというふうな印象を抱いたところでございます。と言いますのは、法務省というのは伝統の大変古いお役所でありまして、やっていることも基本的には古いわけですね。刑務作業というのは明治からずっとやっております。そうすると、ある意味では事業が先にあって、こういうレビューシートとか行政事業レビューという仕組みが後から来たところですよ。その中で、元からあった事業の目的とか、その成果の指標みたいなものがレビューシートに適切に反映されていない面が非常に大きいと思いました。

レビューシート自体を拝見すると、ここに書かれているのは、要するに被収容者の生活環境を維持するというのが目的ですと書かれているわけで、その話しかないんですね。短期アウトカムとしても、ちゃんとみんなに飯を食わせるということが挙げられているという話であって、この観点からだけ見るならば、それはおっしゃったとおり、既にほかの委員から御指摘いただいたところですが、要するに外部委託のコストと内部調達のコストと、どちらが安いかを考えて決めましょうと、外部委託が安かったら外に頼んでくださいという結果しか出てこないと思います。もちろん独自の仕様があるのだということはあると思いますが、それも含めて外注するということは可能なわけであって、それでどちらが安いかの話ではないですかということになってしまうと思うんです。

ところがという話なんです、私も今回、刑務所を実際に見学させていただきました。大変勉強になりました。ありがとうございます。法学部に入って30年経つんですが、初めて塀の中に入りまして、こういうところかと感じたところですが、その中で、現地の方々のお話を聞くと、やはりこの作業の重要性というのがあるのだということを強調されるわけですよ。それはそうだと思います。刑務作業にもいろいろな意義があるというのは補足資料の方でも御案内いただきました。例えば、規律ある生活態度の取得ということだけで言うならば、地面に穴を掘って埋めさせても良いわけですよ、生産性の全くないようなことを淡々とやらせるということでも良いのかもしれないですが、皆さんの感覚として、やはりそれはいけないと思っていると、人間はそういうものに耐えられないのであって、やはり何らかの達成感とか、そこから出てくる勤労意欲というのが非常に重要なんだというふうにおっしゃるわけですよ。

私も多分そうだと、間違いなくそうだと思うんですが、ただ、どの程度そうなのと言われると、そこは必ずしも明らかではありません。今回の自給作業についても、やはりやっている受刑者の方々が非常に積極的に取り組んでいるとか、頑張って資格を取っているとか、努力してお互い助け合っているみたいなことは現地の方々がおっしゃるわけです。そうだろうなと思う一方で、例えば就職率は上がったんですかとか、出所後にそういう仕事に就いてお

られるんですかと聞くと、それはそうでもなさそうだなことをおっしゃるわけですね。何となく矯正面の効果というものが経験的には、あるいは定性的には納得力のある形で迫ってくるわけではありますが、定量的ではないというところにとどまっているという印象を受けました。

なので、大きく分けると3点ありまして、一つは、やはりレビューシート上も、要するにこの事業が単なる生活環境の維持だけではなくて、矯正に対する効果というものを狙っているのだということをきちんと書くべきではないかと思います。それを踏まえた上で、それに相当するような成果指標というのを導入するべきではないか、これが二つ目ですね。問題点として、これは矯正局が先ほどおっしゃったとおり、そこが測りにくいんですということをおっしゃられるわけですね。これはこの事業だけの話ではないし、矯正局だけに文句を言っているわけではないということを御承知をしていただきたいのですが、この点にもいろいろところで行政事業レビューをやっている人間としては、以前から結構強いフラストレーションを感じているところであります。

というのは、本当に、例えば今年、私は厚生労働省の方でもやってきたんですが、麻薬取締部の方で薬物中毒者の更生事業に取り組んでおり、それでどのぐらいの成果が上がったんですかと言うと、分からないとおっしゃるわけです。要するに、一定の教育を受けて、もう1回薬物にドロップしないように頑張りましたという、2年間のプログラムを終えた率はどのぐらいですと、それが終わった方と終えられなかった方で再犯率はどのぐらい違うんですかと言うと、追跡調査していないから分かりませんというわけです。更に言うと、次に捕まったときは、それは麻取ではなくて警察が捕まえているかもしれない、そうすると、うちには教えてもらえないので分かりませんとおっしゃるわけです。結局、政府全体として闇の中で手探りで事業を進めておられて、今度たまたま捕まった人の中に再犯者がどのぐらいいたかという再犯者率だけを見てやっているという状態が続いています。これをやっている限りきちんとしたEBPMはできないのではないかと思います。

言い方は良くないかもしれませんが、本来は、矯正とか更生ってEBPMの観点からすると非常に取り組みやすい課題なんです。というのは、対象件数が多いからです。トンネルとか橋梁だとオーダーが違ってしまうので、成果をどうやって測るんですかという問題があるんですが、受刑者は先ほどおっしゃったように3万人おられると、毎年出てくるわけですね。しかも大体、人間の人生の間で結果がはっきり分かる。これも繰り返しますが、トンネルとか橋梁だと50年とか75年とか経たないと分からなかったりするわけですから、それと比べて非常に測りやすいわけです。

事業の内容としては非常に測りやすいものであるにもかかわらず、あるいはそれに基づく改善が進みやすいはずのものであるにもかかわらず、情報基盤がないために、それこそ担当部局の皆さんとしては手探りで、分かる範囲のことで経験的に頑張りますという努力を続けてこられたという状況になっています。これは、やはり政府全体の責務として改善しなければいけないのではないのでしょうか。要するに、処遇を受けた人の追跡がちゃんとできるような情報基盤を整えることによって、現場の皆さんがきちんと科学的・合理的に自分たちの取組の成果を検証できるようにしなければいけないのではないかとこのことを事あるごとに申し上げているというところでございます。それができるまでは、先ほど矯正局がおっしゃったように、取りあえず刑務所の中で分かる指標などを通じて、やはり定量的な把握には努め

ていただきたいというふうに感じたところであります。

私からは以上です。

会計課長 ありがとうございます。何かコメントはありますでしょうか。

説明者（矯正局） いろいろなことを手探りでやってはいるものの、これが本当に効果があるのだろうかというのは、やっている私どもも不安に感じることがございます。今、大変貴重な御指摘を頂きました。なかなか私どもの方から出ていく人、満期釈放と仮釈放という大きく二つの出方があるわけですが、仮釈放の方ですと、同じ法務省内の別部局と連携して一定のデータも集めることができますが、その期間が終わった人とか、あるいは満期で出た人について、なかなか状況を把握することが難しく、場合によっては、平穩に生活している人であれば、非常に私どもからのアプローチをやはり嫌がるというのは、そこも無理なからぬところのような気がします。なかなか難しい課題であるとは思いますが、いろいろな検討を続けて、少しでも納得性というか、御理解いただけるような対応に努めていきたいと存じます。

会計課長 ありがとうございます。

坂井委員 坂井です。御説明いただき、ありがとうございます。今までの質問と少し重複してしまう部分があるかと思いますが、二つお聞きしたい点がございまして、まず一つが今回、高齢化に伴って衣類等を購入に変えられるといったところで、この購入数が適正なのかどうかというようなところというのは、これは先ほどの一番最初の御質問の中にもあった、生産量がどれぐらいなのか、これは今まで自給されていた部分で、この自給が追いつかない部分を購入されるということだというふうに理解しているんですが、この購入数、自給のところが実際にどの程度減っていった、その減り方が適正なのか、減った分が購入数に変わっていくと思うんですが、そういった効果の測定というか、実際の生産量といったところを測定できるのかどうかというような、その点についてどういうふうにお考えになられているかといった点について、お聞かせいただきたいと思っています。

もう一つが、今度は生産量ではなくて時間の方ですね。これは刑務作業に充てていた時間が、この自給作業をやらないことによってほかの時間に変わっていくというふうに認識しています。刑務作業自体は職業訓練の意味合いもあって、刑務作業が減った部分をそれに代わる有効な作業の時間に置き換えていくということだと思うんですが、その部分をどのようなことを想定されていて、その部分の測定をどういうふうにお考えになられているのか、これは先ほど来、質問があった、時間のところがどういうふうに社会復帰とか再犯防止につながっていくかというようなところが測定できるかどうかというようなところの質問に重複してしまう部分はあるかと思いますが、その2点について教えていただきたいと思っています。

会計課長 では、2点、お願いいたします。

説明者（矯正局） 衣類の生産数、これはやはり受刑者の数に応じて変動するところはあるかと思います。最近では、平成18年頃がいわゆる過剰収容のピークであって、下がってきているということで、平成19年頃のデータを見ますと、シャツやズボンを全部合わせますと、年間で50数万着ぐらいを全国で作っていたという記録がございしますが、一方で最近、これは令和5年ということになりますが、12万着ぐらいということで、かなり減っています。そういう作業に従事していた受刑者の数も、それに依拠して多分減っているとは思いますが、これは需要に応じて幾ら作ったら良いかということ进行调整してやっているということ

でございまして、従事している受刑者が今は手持ち無沙汰になっているかというのと、決してそうではなく、110人ぐらいでやっていると申し上げましたとおり、そんなにのんびりしているわけではなくて、決められたその10万少しぐらいを作るために全国の要員が一生懸命やっているということでもあります。購入するということになりますと、例えば、これは作るがこちらの方は買うとかになりますと、毎年これだけ必要だというものを、これはもう民間にしようかというようなことになろうかと思しますので、受刑者の数に応じて必要な部数が決まっていくことから、その範囲の中で調達するということになろうかと思います。

作業時間がほかの時間変わっていくだろうと、総論的にはおっしゃるとおりかと思いますが、拘禁刑というのは個々の受刑者の特性に応じて、言ってみればメニューを考えるということになりますので、指定自給製品の衣類を作っているような健康でそれなりの腕を持ったしっかりした受刑者であれば、やはり作業中心になるような気はいたします。逆に、もう体が弱くて、一応懲役刑なので、仕方がないからこの作業をやっておいてというような、もう本当に体の弱った受刑者であれば、無理にそんなことをさせずに、もっと福祉につなげるような調整の時間を増やすとか、そういうことができるかと思います。

この指定自給作業に従事している人に限って言いますと、とはいっても、何らかの理由でこの刑務所に服役しているわけですから、同じ作業をやっているんですが、この人は実は覚醒剤を何度もやってしまっている人、こちらはそうではなくて詐欺とか財産犯だったり、それぞれ問題性が違いますので、作業の方が大事だから改善指導は二の次ということではなくて、やはり、きちんとした日課の中で薬物の指導を受けるし、この人は財産犯による被害者を視野に入れた教育を受ける、それによって作業が減って立ち行かなくなるのはやはり困るので、その決められた日課の中でどういう調整をしていくか、その一つが、先ほど申し上げましたが、夕方の時間を使って、どちらもしっかり両立させていくということです。現場のオペレーションとしては結構な大変さではあると思うんですが、それをやっていくのが拘禁刑だというふうにならずと言っていますので、おそらく悪戦苦闘しながら何とか両立していくのではないかと考えております。

坂井委員 ありがとうございます。

会計課長 よろしいでしょうか。ちょうどこれで委員の皆様、一巡御発言を頂いたところです。

この後もまた質問等をさせていただくというところでございますが、審議の途中でございすけれども、お手元の端末の方でコメントシートへの御記入もそろそろ始めていただきますようお願いしたいと思っております。御記入が終わりましたら事務局宛てにメールを送信していただくということで、よろしく願いいたします。

では、追加での御質問なり、また御意見なりというところがおありでしたら、お願いいたします。

今、コメントシートへの記入作業をしていただいているところかと思しますので、作業を続けていただきたいと思いますと思いますが、操作の仕方等、不明な点や追加で何かこの点もというのがあれば、遠慮なくおっしゃっていただきたいと思います。

竹澤委員 では、1点よろしいでしょうか。加古川刑務所の設備というところで、先ほど1,000万円以上するようなものもあるということではあったんですが、今後大規模な追加での設備への投資といったようなところというのは見込まれているんでしょうか。それとも、例えば10年とかそういったような単位の中では、現状の設備を維持して、メンテナンスと

いったような必要最小限の費用だけでこれが維持していけるという見通しであるのか、そういった設備投資についての見通しについて教えていただきたいと思います。

説明者（矯正局） ありがとうございます。加古川刑務所にはかなり大型の機械がございます。それが本格稼働していると、少し普通の声ではもう話せないぐらいの、実際もインカムを着けて御覧いただいたという、そのぐらい本格的にやっているんですが、おっしゃるように1,000万円を超えるようなものから、数百万円というものも結構ございまして、一応耐用年数というものがございます。それを過ぎていくと更新するというのが基本なのですが、実情としては耐用年数は少し過ぎてはいるんですが、一生懸命メンテナンスをして問題ないというものは多分、少しそのまま使っている部分もございます。ただ、それもさすがに程度問題かと思しますので、踏み越えて一、二年は頑張るかもしれませんが、10年ぐらいの耐用年数のものを30年とかというわけにはさすがにいかないもので、そういう時期が来ますと、やはりそれを更新することとなります。同じ価格かどうかはともかく、数百万円、場合によっては一千数百万とかをかけてやはり買っていくわけです。それは当然、その作業を維持することを前提でということになりますので、将来的な話にはなるかと思いますが、この作業を維持するのか、あるいは数量的に同規模でやっていくのかということを踏まえて、更新するのか、場合によっては廃棄するのか、あるいは別の施設で使うようなことがあれば、いわゆる管理換といって、ほかの施設にそれを持っていくということもございます。できる限り有効活用していくということでございます。

会計課長 ありがとうございます。

永久委員 さっきも質問したお話なんですが、衣類の製造作業に代わるものとすれば何が想定できるのかというのがとても気になって、その際に何が設備投資として必要になるのかというと、大きな設備投資をするにはコストがかかり過ぎるので、加古川刑務所の設備が耐用年数を超えて、もう本当に使えないというようなものになったときに何をされるのか、その点については何かお考えありますか。

説明者（矯正局） つまり、今やっている作業をやめて、あのスペースで考えられることは何かということですか。

永久委員 あのスペースを使うかどうかは別として、この作業に一定の効果があると認められて、更に拘禁刑の中でも効果があるというようなものとして認められたときに、でも、それで耐用年数がもう過ぎてしまって使えないというような状況になったときに、何をされるのかというのは興味があります。

説明者（矯正局） 勝手な思い付きで、少し怒られるかもしれませんが、私どもとしては、今の作業はかなり有用なものと思っていますので、それでも諸般の事情によって、それをもうやめるということであれば、それに代わるレベルとしては、普通の作業というよりは、もう職業訓練かなという気がします。本当に、一応、職業訓練というのは、資格を取得させて、できるだけその職業訓練とマッチしたところに就職させたいという狙いでやっているもので、そのマッチング率とか言われると、また、余り自慢はできないのですが、一応そういう狙いがあるわけで、この縫製関係の職業訓練というのは、現状としては、余り大々的にやっているものがないような気がしますので、全くあのスペースとか設備を無駄にするぐらいだったら、何かそういうことを考えることはあり得るかもしれないと思っています。なかなか普通の作業で衣類の製造作業と同等でとなると、にわかに思いつかない部分がございます。

説明者（矯正局） やはり、あの加古川刑務所でやっている作業は、70名でやっているんですが、そこで作業員の上衣とか、居室衣につきましては、やはり作業の有用性もありますし、あとコスト面でも、やはり設備投資等を踏まえても、まだコスト面でもそちらの方が安価でないのかという考えでいますので、当面そういう上衣とか居室衣、作業衣について、やはりこのまま継続していくのが効果的なのかなと考えていますが、先ほど御説明させていただいた下着類、パンツとかについては、やはり汎用性のある製品購入というのもコスト面で考えると検討の余地がありますので、そうしますと加古川刑務所につきましてはパンツの生地、今は縫製していますが、パンツの生地につきましては製品購入に変えたとしても、大部分については加古川刑務所の作業として維持できるのかなと考えていますし、あと、下着類の作業を指定自給製品とすることをやめたとしても、やはり民間から受注している洋裁作業がありますので、それに転用することも十分可能かなというところもあります。

会計課長 ありがとうございます。

ほかに何かございましたら、お願いいたします。

石井委員 改めてなんですけど、やはり拘禁刑というのが導入されることに伴ってというか、先ほどもありましたけれども、やはり改めて、加古川刑務所の作業をそのままやることの方がコストとか含めて、更生とかも効果があるのかみたいなところは、じわりじわりと来る環境の変化みたいな話と、やはりこれは、本当に不勉強なんですけど、すごく大きな転換なのかなというふうに思っている中で、やはり改めて拘禁刑の導入を機にというか、いろいろ今までやり続けていた、これは先ほど来もいろいろ出ていますけれども、そのコストとか更生とかそういったところを含めて、今も御回答あったところですが、加古川刑務所で作り続けることがやはり良いことなんだということを改めて評価する必要があるのかなという感じがしております。

少し感想・コメントで恐縮ですが、以上です。

会計課長 ありがとうございました。

コメントシートの取りまとめもお願いしておりますので、もう少しお待ちいただきたいと思います。

坂井委員 少し御質問というか、このエビデンスベースドという検討だと思うんですが、高齢者のところの定義って、今、健康寿命ってすごく伸びていると思うんですけども、この比率が60歳から69歳と70歳以上といったところで、実際に60歳以上で本当に作業ができなくなっているのか、もしくはもう少し、私の感覚というか社会から見たときに、60歳以上の方ってまだまだ作業できるのではないのかと素朴に思うんですが、ここの高齢者の、これは法律上もいろいろな定義があると思うんですけども、こういった実態を分析する際に、この年齢のところってこの幅で良いのかどうかというような点について、実際の作業されている方の年齢だったりとか作業の状況等がどんな状況なのかといった点について少し教えていただきたいと思います。

説明者（矯正局） おっしゃるとおりだと思います。今時、60歳以上で高齢者というのは、私ども国家公務員の定年年齢も今、段階的に上がっていて65歳になる、そういう時代ですから、少しいかがなものかというのは正直あるのですが、伝統的にずっと60歳以上で統計を取ってきているので、継続性の点でこの区分を維持しているということだと思います。

私の現場感覚、それなりに刑務官として勤務していた経験からしますと、60歳の前半と

か、あるいは60歳後半でも、元気いっぱいかくしゃくとして、それこそ、この人がいなくなったらこの工場は持たないというようなチームリーダーみたいな60歳代の受刑者とかはざらにいます。逆に、40代とか50代ぐらいでも非常に状態が悪い、心の方の問題と、いわゆる生活習慣病とか、人工透析とかを受けなければならないような、そういう若い頃に無茶をしている人だと、もう本当に仕事が全くできないような人もいて、単純に年齢だけではないと思いますものの、女性の刑務所に勤務しておりまして、少し男性より実は受刑者の平均年齢が高いです。やはり75歳とかになると、さすがに少し厳しくなっているなという、そういう人がやはり増えていきます。70歳ぐらいまでは健康な人が多いんですが、いわゆる後期高齢者というんでしょうか、75歳ぐらいを超えてくると、さすがに少し大変だなという、車椅子に乗っていたり、手押し車というか、そんなものを転がしながら何とか作業場にゆっくり行くみたいな、だんだんそういう人が増える気がしますので、60歳ぐらいであれば、少し高齢者というのはかわいそうというか、いかななものかというのは正直ございます。個人によって大分差はあるということです。

会計課長 ありがとうございます。

竹澤委員 皆様からのコメントを頂きました。全体として、本作業の矯正的效果といったところには意義を見出されておりまして、本作業の継続それ自体というのは、今後も継続していくべきということかと思いますが、この矯正的效果といったようなところについては、更に効果を測定する指標を導入して効果を測定していくように努めるべきではないかというところがポイントの一つ目だと思います。

もう一つ目は、先ほどの投資といったところになりますが、やはり今後の持続可能性という観点から、より効果的・効率的な方法が可能なところについては代替の策を講じていただいて、そういった定期的な見直しといったところをお願いしたいということが全体としての取りまとめ案かと思っております。

少し代表的な御意見を御説明させていただきますと、まず、今回の作業につきましては、更生の観点という視点が今までもあったとはいえ、少し弱かったのではないかと、この作業が受刑者の更生に資する可能性があるということはおうかがえますが、それが強いとまで言えるのかというところで、今回は衣料というところでしたけれども、その他の作業も総合的にレビューした上で優先順位を明らかにする整理をすべきではないかといったコメント、それから、受刑者の変化、拘禁刑の導入といった環境の変化を踏まえて、事業全体の持続可能性を考慮し、中期的な計画が必要であるといったコメント、そのときに必要な量、そのときのコストを含めて改めて分析、把握の上で、どのような形にして整備をするのが良いのかを検討していく必要があるというコメント、それから、受刑者の高齢化に伴い衣類等を購入に切り替えることについては合理的であると考えているが、一方で効果を把握することが必要だというコメント、それから、全体としてこの作業を矯正に役立てるという効果は理解できるが、現状は生活環境維持という側面にのみ注目して成果指標が設定されており、矯正に対する意義が示されていないというところで、アウトカム指標として設定することを考慮すべきであるといったところ、もう一つ、受刑者の更生改善に資しているかどうかというところの定量的測定が十分にできていないというところ、難しい面があるとしても、やはり計測に一層努力すべきであり、代替可能な作業を検討して、その効果と比較した結果として選択すべきであるというコメント、こういったところが代表的なコメントであったと思います。

先ほど申し上げましたように、これらのコメントを踏まえまして、事業としての継続は進めていくものの、適宜、今後の環境の変化に応じて、より効率的な方法を見直していただくとともに、また、矯正的效果について可能な測定の方法を考慮していただき、測定をし、その結果に基づいて見直していただくといったようなところが取りまとめの案でございます。

こちらの案について、委員の皆様から、追加が必要な点ですとか、補足が必要な点ですとかございましたら、頂ければと思います。

竹澤委員 特に追加の御指摘等ないようですので、先ほど申し上げました案を今回の行政レビューの取りまとめコメントとさせていただきたいと思います。

会計課長 取りまとめいただきまして、ありがとうございます。今、取りまとめのコメント、また代表的なコメントの御紹介もいただきました。これらのコメントを踏まえまして、矯正局においては事業の在り方をよく検討いただき、また、概算要求等についてもしっかりと反映していくということで検討を進めていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

では、以上をもちまして、被収容者生活関連業務の維持についての事業の審議は終了させていただきます。どうも本当にありがとうございました。

これをもちまして、令和6年度法務省行政事業レビュー公開プロセスを閉会させていただきます。ありがとうございました。

—了—